

監 査 監 第 1 9 6 9 号
令和 7年 3月31日

さいたま市長 清水 勇 人 様
さいたま市議会議長 帆 足 和 之 様

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	谷 中 信 人
同	都 築 龍 太

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

総務局

人事部

職員課、人材育成課

危機管理部

危機管理課、防災課

環境局

資源循環推進部

廃棄物対策課、西部清掃事務所、東部清掃事務所

施設部

環境施設管理課、西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎、大宮南部浄化センター、クリーンセンター西堀

都市局

まちづくり推進部

まちづくり総務課、区画整理支援課、浦和東部まちづくり事務所、東浦和まちづくり事務所、与野まちづくり事務所、岩槻まちづくり事務所

(2) 監査の範囲

令和4年度繰越工事、令和5年度及び令和6年度（令和6年6月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和5年度及び令和6年度（令和6年6月末日現在）に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
総務局 危機管理部	防災課	同報系防災行政無線設備更新工事
環境局 施設部	環境施設管理課	（仮称）新開共同集会所建設工事
都市局 まちづくり推進部	浦和東部まちづくり事務所	浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事（R5）
	東浦和まちづくり事務所	東浦和第二土地区画整理事業 99街区外整地工事

担 当		工 事 名
都市局 まちづくり推進部	与野まちづくり事 務所	与野駅西口土地区画整理事業 区9-2号線外 歩道築造工事
	岩槻まちづくり事 務所	岩槻駅西口土地区画整理事業 西町諏訪線 柵渠改修工事（R5）
担 当		施 設 修 繕 名
総務局 人事部	職員課	旧職員住宅防草シート修繕
	人材育成課	さいたま市職員研修センター自動ドア部品 交換修繕
総務局 危機管理部	危機管理課	さいたま市危機管理センター空調室外機圧 機部品交換修繕
環境局 資源循環推進部	廃棄物対策課	さいたま市鈴谷清掃工場万年塀及び門柱撤 去他修繕
	西部清掃事務所	さいたま市西部清掃事務所熱交換器プレー ト交換修繕
	東部清掃事務所	街路灯撤去修繕
環境局 施設部	西部環境センター	さいたま市西部環境センター2号炉乾燥段段 落部レンガ補修外緊急修繕
	東部環境センター	さいたま市東部環境センター排水処理設備 外修繕
	クリーンセンター 大崎	さいたま市クリーンセンター大崎換気ファ ン修繕
	大宮南部浄化セン ター	さいたま市大宮南部浄化センター生物膜交 換修繕
	クリーンセンター 西堀	さいたま市クリーンセンター西堀塩素剤ポ ンプ定期整備修繕
		さいたま市クリーンセンター西堀沈砂ブロ ワ定期整備修繕
都市局 まちづくり推進部	まちづくり総務課	浦和センチュリーシティ地下駐車場 排気 ファン部品交換修繕
	区画整理支援課	旧東清掃事務所受水槽定水位弁内部一式交 換修繕

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

関連工事相互間の調整は適切に行われているか。

(2) 設計

コスト削減意識を反映した設計となっているか。

(3) 積算

数量及び金額は正確か。また、算出根拠は明確か。

(4) 契約

権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。

(5) 施工

ア 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人等提出書類は整備されているか。

イ 現場の安全管理は適正に適切に行われているか。

(6) 検査

検査の実施時期に遅れはないか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和6年10月29日（火）から令和7年3月27日（木）まで

6 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務等が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 工事

(ア) （仮称）新開共同集会所建設工事

a 積算

水道分担金において、本来別途予算化した費用により水道利用者が水道事業者に対して支払うべきでありながら工事費に含め支払っていた。

また、分担金は消費税分を控除した単価を計上すべきところ、消費税分を含めた単価を計上していたため、結果として二重に計上とする金額となっていることから用途の性質及び使用単価を精査し、適正に積算すべきである。

【環境局 施設部 環境施設管理課】